

国境を越えた生殖医療への対応 ー オーストラリアの事例 ー

日比野由利^{†*}

IRYO Vol. 72 No. 4 (155-160) 2018

要 旨

本稿では、国境を越えた生殖医療へのオーストラリアの対応を検討する。オーストラリアでは、利他的 (altruistic) な代理出産のみが認められ、商業的代理出産は禁止されている。利他的な代理出産とは、依頼者の親しい友人や親族などが無償で代理母となることである。大部分の依頼者にとってオーストラリア国内で代理母を見つけることは困難であり、年間数十件ほどしか行われていない。

近年、インドやタイなど新興アジア諸国で安価な代理出産プログラムが提供され、代理出産を求める先進国の人々らが中心となって利用してきた。オーストラリア人は、こうした生殖ツーリズムの消費者として主要な一角を占める存在である。2014年8月にタイでオーストラリア人依頼者による代理出産子の遺棄事件が大きく報道された。この事件の後、タイは商業的代理出産を禁止した。その後も、生殖ツーリズムの受け入れ先となっていた新興国では、外国人による代理出産の利用を禁止する措置が次々と取られていった。海外という選択肢が縮小するなか、代理出産への需要をオーストラリア国内で満たすため、代理母への金銭的補償を認めるべきだとの議論も現れた。オーストラリア人による不名誉な事件や、ホスト国の態度変化を受けて、代理出産の規制を見直す目的で政府の調査研究が行われたが、代理出産は利他的になされるべきであるとの根本方針に変更はなされなかった。増え続ける代理出産への需要をどのようにコントロールしていくのか、より突っ込んだ議論が必要である。

キーワード 代理出産, 生殖ツーリズム, 国境を越えた生殖医療, オーストラリア

金沢大学 大学院医薬保健学総合研究科 †その他 (研究者)

著者連絡先: 日比野由利 金沢大学 大学院医薬保健学総合研究科 環境生態医学・公衆衛生学
〒920-1192 石川県金沢市角間町

e-mail: hibino@staff.kanazawa-u.ac.jp

(平成29年10月27日受付, 平成30年1月19日受理)

Response to Reproductive Tourism: Australia's Case

Yuri Hibino, Department of Medical Science, Kanazawa University

(Received Oct. 27, 2017, Accepted Jan. 19, 2017)

Key Words: surrogacy, reproductive tourism, cross-border reproductive care, Australia

はじめに 一 国境を越えた生殖医療の 拡大と縮小

本稿では、国境を越えた生殖医療へのオーストラリア政府による対応を検討する。なお、本研究は、厚生労働省の研究事業に基づくものである。

オーストラリアでは、利他的 (altruistic) な代理出産のみが認められ、商業的代理出産は禁止されている。利他的代理出産とは、依頼者の親しい友人や親族などが無償で代理母となることである。大部分の依頼者にとってオーストラリア国内で代理母をみつけることは困難であり、年間数十件ほどしか行われていない。一方、代理出産を依頼するために海外渡航するオーストラリア人は後を絶たない。

代理出産には、さまざまな倫理的・法的・社会的問題がある。ヨーロッパ等では、代理出産を全面禁止または厳しい制約を課すなどして運用してきた。その一つが、利他的な代理出産に限り容認するという政策である。オーストラリアの大部分の州でこの考え方が採用されている。利他的代理出産では、代理母への支払いは、必要経費のみに限られている。

一方、先進国より遅れて体外受精が導入されたインドやタイなどで、先進国との規制格差や経済格差を利用して、米国の三分の一から四分の一などの安価な値段で代理出産プログラムが販売され、代理出産を求める先進国の人々らが中心となって利用してきた。オーストラリア人はこうした生殖ツーリズムの消費者として大きな存在感を示してきた。

しかし、当初は海外からの依頼者を歓迎していた国々において、商業的代理出産の問題点が次第に露わになっていった。受け入れ側の国々で、社会環境や法規制が十分に整っておらず、人権侵害などが問題化してきたことから、次第に外国人の利用を制限する方向へと舵を切っていった。2012年、インドで代理出産を依頼したオーストラリア人依頼者による代理出産子の遺棄事件が発生した¹⁾。現地では商業的代理出産に関わるトラブルが多発しており、インド政府は2012年、外国人による代理出産の利用を制限する規制を導入した。その結果、代理出産を制約する法律が存在しないタイへと大部分の依頼者が流れ、2014年8月、オーストラリア人依頼者による代理出産子の遺棄事件が大きく報道された²⁾。タイ人代理母が出産した双子のうち、障がいがあった男児を引き取らず、女兒のみをオーストラリアに連れ帰ったというものである。この事件の後、タイは2015

年に商業的代理出産を禁止した。その後、ネパール、メキシコ・タバスコ州、カンボジアなどが渡航先となったが、最終的には、インドを含めたこれらの国々において、外国人による代理出産の利用について、事実上禁止の措置が取られた。

国境を越えた生殖医療、商業的代理出産をめぐる世界情勢が一変し、海外という選択肢が縮小していく中で、オーストラリアでは、代理出産への需要を満たすため、代理母への金銭的補償を認めるべきだとの議論も現れた。2015年、代理出産に関する規制を再考するため、政府による調査研究が行われた。外部環境の変化にともない、利用する側の国々では、海外への流出、とりわけ違法な商業的代理出産の利用をどのように防止するのか、海外代理出産で生まれた子どもの法的地位をどのように処遇するか、増え続ける代理出産への需要をどのようにコントロールしていくのか、より突っ込んだ議論が必要な時期にきている。

現在、代理出産をめぐる世界情勢は、過度の商業化が修正されるなど転換期にきている。日本では、日本産科婦人科学会の会告により代理出産は事実上禁止されている。一方、晩婚化・晩産化、家族構造の変化などにより、代理出産への関心は、日本でも高まってきている。オーストラリア政府の対応や議論には、日本にとっても参考になる論点がふくまれている。

国境を越えた代理出産の実態と親子関係

オーストラリアでは、商業的代理出産に関して涉外規定を設けて禁止している州 (ニューサウスウェールズ州、オーストラリア首都領、およびクイーンズランド州) もあるが、海外流出の歯止めにはならなかった。シドニー工科大学の Millbank 氏によれば、インドで生まれた子どもの市民権の申請件数は、2007-08年は126件、2011-12年は519件であった。また、タイで生まれた子どもの市民権の申請件数は、2007-08年に297人、2011-12年に459人、2013-14年に624人、2014-15年に756人であった³⁾。これらのすべてが代理出産によるものというわけではないが、依頼者数が相当数に及ぶこと、また、その数が急増してきたことがうかがえる。

海外で生まれた代理出産子は、市民権の申請を行い、認められれば、オーストラリアに入国することができる。たとえば、タイで生まれた子どもの母親

は、代理出産のケースであっても産んだ女性となり、タイ人代理母である。依頼親が男女カップルである場合、夫婦の子どもとして偽装することもあるだろう。しかし、たとえば、男性同士のカップルの場合はそのような偽装は難しい。DNA鑑定を用いて精子を提供した一方の男性と子どもの間に血縁関係があることを証明すれば、子どもはオーストラリアの市民権を獲得し、オーストラリアに入国できる。しかし、このことは依頼親と代理出産で生まれた子どもの法的親子関係を保障するものではない。

海外代理出産の増加にともない、親子関係の不安定化といった親子法上の課題が浮上していることが認識され、2013年に家族法評議会によって報告書がまとめられた⁴⁾。報告書には、海外で禁を破って商業的代理出産を利用するオーストラリア人が増加し、何らかの対応が必要であるとの認識が示されている。親の違反行為が子どもの利益を損なうようなことがあってはならないとの考え方から、海外で代理出産を利用した際の親権の移行手続きに関する改訂が必要であるとの認識が示され、この問題意識は、後述する2015年の代理出産の報告書 (Surrogacy Matters)⁵⁾にも引き継がれた。

このようにして、オーストラリアへ入国した子と依頼親は、法的親子関係はないものの、表面上は親子として日常生活を送っている。数年間、養育の実績を積んだ後、家庭裁判所で子の監護権を申請することもできる。しかしこれには費用も時間もかかる。また、裁判所に書類を提出すれば、商業的代理出産を利用したことが露見してしまうリスクもある。実際、裁判のプロセスでインドやタイで違法な形で代理出産を依頼した疑いが濃厚であると指摘され、検察へ証拠の提出がなされたケースが複数例、見受けられる。こうしたことを恐れ、多くの家族が法的に曖昧な関係性のまま、家族として生活を続けている。またたとえ裁判で親権を勝ち取ったとしても、子が18歳になると同時に監護権は消失する。

海外での商業的代理出産の利用に関し、処罰規定を設けているニューサウスウェールズ州では、商業的代理出産に関わった依頼者は、2年間の懲役、および/または275,000ドルの罰金が科される。裁判の過程では、こうした涉外規定を持つ州に居住する依頼親に関して、契約書の精査がなされ、代理母への支払い金額などの確認もなされている。その結果、代理母へ法外な報酬が支払われていることや、インフォームド・コンセントの取得方法に問題があった

などの指摘がなされている。たとえば、契約書は英語で書かれており、代理母が内容を正確に理解していたかどうか疑問があることや、代理母の署名が押印だけとなっており、文字の読み書きができないと推測される、そのため内容について口頭で十分に説明を受けた上で同意がなされたかどうか不確かだと指摘を受けたケースなどが記録されている。

このように代理母の意思が不確かなケースについては、直接本人に確認するために裁判所から契約書に書かれた代理母の連絡先に電話での確認が試みられた。契約書に書かれていた代理母の住所を追跡したところ、偽りのものであることが判明したケースもある。精査の結果、商業的代理出産を利用した疑いが濃厚であると結論づけられたケースについては、裁判所から検事に証拠書類として裁判資料が送付されている。このように、家庭裁判所では、契約書を検討するのみならず、実際に代理母への接触が試みられるなど、商業的な意図がなかったかどうか、比較的厳格に検証がなされている。しかし、それらの結果、依頼親が検挙されたり処罰されたりしたケースはこれまでに存在しない。つまり、一部の州の涉外規定は、実質的にサンクションとして機能してこなかった。

このように、海外で行われた代理出産に関し、オーストラリア国内の基準に即して適正な形で行われたものであるかどうか、疑義が生じているが、裁判所による追跡調査にも限界がある。最終的には子どもの福祉という観点から依頼者に対し親権を認める判断が下されている。しかし、なし崩し的に依頼者に子どもへの権利を認めていくやり方は、商業的代理出産の禁止を無意味化するものであるとの批判もある⁶⁾。さらに、オーストラリア国内で代理出産が行われる場合には、代理母の年齢や依頼者の資格に関し、厳格な要件が課されているが、海外で代理出産が利用された場合、これらの条件は無視されており、単に商業的であるか否かだけでなく、国内と国外の代理出産の間にはさまざまな規制格差が存在する現状も放置されている。

2014年8月、タイでオーストラリア人依頼者による代理出産子の遺棄事件が発生し、大きな国際的非難が巻き起こった。海外への流出を放置していたオーストラリア政府も海外での代理出産や自国内での代理出産のあり方について、再考を迫られることになり、政府の委員会によって代理出産に関する調査研究が行われ、報告書が取りまとめられることにな

った。

国境を越えた代理出産の問題と ハーモナイゼーション

事件をきっかけに、オーストラリア国内の法制を見直す喫緊の必要性が生じた。国境を超えた代理出産の誘因となっている国内外の規制格差を低減するため、オーストラリア国内で有償の代理出産を合法化すべきであるとの意見も出てきた。新興国で実施すれば、現地の事情に精通していない依頼者がさまざまなリスクに晒されるだけでなく、貧しい女性の搾取が生じる懸念がある。オーストラリア国内の代理母不足を解消するために、代理母の負担やリスクに見合った対価を認めるべきだとし、この枠組みをシドニー工科大学の Jenni Millbank 氏は、“compensated surrogacy”と呼んでいる⁷⁾。Millbank 氏らが意図するのは次のような事柄である。つまり、代理出産を、無償か有償かで区別する必要はない。支払いの名目や金額が問題なのではない。支払いの額は当事者の間で決めて合意すればよいことであって、大事なのは互いの当事者の間で、きちんとインフォームド・コンセントがなされていることである⁸⁾。

これに対し、これは商業的代理出産を是認するものであり、単に体裁がよいよう表現を変えたものに過ぎないという批判が出されている。マクウェリー大学の Sonia Allan 氏は、代理出産への金銭支払いの範囲を拡大し、実質的に商業的代理出産を解禁すれば、海外の貧しい女性に代わって、オーストラリア国内の相対的に貧しい女性が代理出産に取り込まれるだけだと指摘する⁹⁾。

事件の翌年にあたる2015年の2月と3月の2度にわたり、社会政策と法問題に関する下院の常設委員会が代理出産に関するラウンドテーブルを開催した¹⁰⁾。ラウンドテーブルにおいては、代理母への金銭的補償の見直しが検討項目としてあげられた。2月の会議では、代理出産の規制状況について概要の紹介がなされ、3月の会議では、より突っ込んだ内容として、代理出産の法的、社会的、経済的、科学的、医学的問題について話し合われた。そして、代理出産に関して、オーストラリア国民として果たすべき義務、法的親子関係の問題などについて政府としての調査が実施されるべきであるとの勧告がなされ、これを受け入れる政府の回答が2015年12月に示された。

2015年12月2日、法務長官 Hon George Brandis 上院議員は、委員会に対し、オーストラリア国内および海外の代理出産に関する規制状況について検討し、報告書を作成することを依頼した¹¹⁾。委員会では、関係する個人や団体に対し意見募集も行った。また、2016年2月8日、委員会の議長の George Christensen 議員と副議長の Sharon Claydon 議員は、下院で調査の進捗状況について陳述を行った。陳述の内容は、オーストラリア国内では利他的代理出産のみが容認されてきたこと、インドやタイ、ネパールやカンボジアなどで商業的代理出産が行われており、多くのオーストラリア人が利用してきたことや、タイでの代理出産子遺棄事件を踏まえてオーストラリア国内や海外の規制状況、家族法や移民法も含めて幅広い議論が求められるとするもので、新興国では経済的に弱い立場の女性が搾取される危険性があることや、代理出産で生まれる子どもの健康や福祉に懸念が生じていることが示された。

2016年4月に提出された代理出産に関する報告書 (Surrogacy Matters) では、次のような趣旨の勧告がなされた⁵⁾。まず、これまでどおり、商業的代理出産の禁止を維持することが確認された。そして以下の点が検討事項として指摘された。a) ハーモナイゼーションを考慮し、全州で統一した法律を構築できるよう関係機関に働きかける。b) 代理出産で生まれた子どもの出自を知る権利を保障するためにその事実を出生証明書に記載する。c) オーストラリア国内で代理出産を利用できるよう、情報提供を行う専用のサイトを開設する。d) 海外で商業的代理出産を依頼するオーストラリア人の実態やニーズについての調査研究を行う。e) 諸外国の代理出産の規制状況について調査し、オーストラリアの基準を満たした国を探索する。f) 移民法を改訂する。g) 海外で代理出産が行われ、国内法や国際法に対し何らかの違反があれば、子どもの最善の利益に即して判定がなされるよう考慮する。h) ハーグ会議の代理出産に関する方針を尊重する。

結 語

最新の報告書において、オーストラリアで代理出産は利他的になされるべきであるという大原則が再度確認され、これまでと大きな方針転換はなされなかった。一方、増え続ける代理出産へのニーズをどのようにコントロールするか、突っ込んだ議論はな

されていない。たとえば、代理出産の商業的利用の拡大を抑止するため、子どもがいない生活を選択肢の一つとして推奨することや、子育てを経験したい個人やカップルのために、養子について情報提供を行い、養子を取りやすくするなどの対策が盛り込まれてもよいはずである。しかしそうした代替案は議論されていない。代理出産にはこれらの代替案によっては満たしえない固有のニーズがあることが認識されているのだろう。

2016年の報告書で示された方向性は、オーストラリア国内の基準はそのまま、オーストラリア国内で満たしきれないニーズは、海外で利他的代理出産を利用することで充足させる方針が示されている。つまり、新興国ではなく、先進国で代理出産を利用する方向性が探索されている。先進国に向かうべき理由として、新興国では、依頼者と代理母、子どもを保護するための法制度が脆弱であることが根拠となっている。新興国など、かつて植民地であった国々で現地女性の身体を利用して子どもを得ることは、センシティブな問題を孕んでいることは確かである。

しかし、先進国で利用すれば問題がないのかといえそうとはいえない。たとえば、オーストラリアと文化的に近い、イギリス、カナダ、ニュージーランドでも利他的代理出産が認められている。だが同じように利他的代理出産を標榜していても、その実施基準はオーストラリアと同一ではない。利他的代理出産と称していても相応の金銭的支払いが容認されている場合がある。たとえば、イギリスでは“reasonable expense”として、1万5千ポンド（約225万円）までの支払いが認められており、こうした条件において、ある程度まで経済的誘因が働いていることが推測される。また、たとえ先進国であっても、代理出産のトラブルと無縁なわけではなく、これらにオーストラリア人依頼者が巻き込まれる可能性もある。

代理出産という選択肢が広く知られるようになり、人々が技術を用いて家族を形成することを権利としてすら捉えるようになってきている状況の中で、（遺伝的つながりがある子どもを得たいという）生殖への欲望を抑制することはますます難しくなっているように思われる。遺伝的つながりがある子どもを得たいという依頼親の願望を正当なものとして肯定する限り、代理出産への需要増に合わせる形で規制を構築していかざるをえない。オーストラリア国内の基準に変更がなければ、満たしきれないニーズ

は、海外へと移転される。そして、たとえば、それが利他的代理出産と呼ばれていても、その内実はより商業的なものに変質していかざるをえないことも危惧される。オーストラリアの対応は、国内の基準はそのまま、拡大する需要にあわせてどのように供給面を確保するかに焦点が当てられ、その結果、海外に活路を見出そうとする方法は、二重規範を是認するものであるとの批判を招く可能性すらあるだろう。

国境を超えた生殖医療の問題は日本人も当事者である。卵子提供や代理出産など日本国内では利用できない生殖医療を求めて毎年多くの日本人が渡航している。また、日本人は利用する側として当事者であるだけでなく、利用される側ともなっている。日本で規制がないことを利用して外国人が日本で代理出産を実施しているという報告がある¹²⁾。これは、日本人に対してのみ効力を発揮してきた学会の自主規制がグローバル化によって形骸化してきているということを意味する。日本社会で格差拡大が進行し、女性の貧困化が進んでいる。こうした現前の社会現象を踏まえると、妊娠出産の商品化による貧しい女性の搾取は、新興国でのみ発生しうる問題ではない。日本に居住する女性が経済的困窮を理由に代理母となり、利用される側となり、人権侵害を被る危険性は、身近に迫ってきていると認識すべきである。こうした事態が進行してから現状を変更しようとしたら、追認しようとしたりするのではなく、予め明確なルールや原則を示しておくことは必要なことである。

謝辞：本稿は、『平成26年度 厚生労働省児童福祉問題調査研究事業 諸外国の生殖補助医療における出自を知る権利の取扱いに関する研究』、および『平成27年度 厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業 諸外国の生殖補助医療における法規制の時代的変遷に関する研究』による研究成果の一部である。

著者の利益相反：本論文発表内容に関連して申告なし。

[文献]

- 1) Bagshaw, E. Australian couple abandons surrogate baby in India. The Sydney Morning Herald, 2014年10月8日.
- 2) Thailand to ban commercial surrogacy in wake of

- Gammy scandal. The Guardian. 2014年8月13日.
- 3) Millbank J. Responsible regulation of cross-border assisted reproduction. J Law Med 2015 ; 23 : 346-364.
 - 4) Family Law Council. Report on Parentage and the Family Law Act 2013.
 - 5) House of Representatives, Standing Committee on Social and Legal affairs. Surrogacy Matters: Inquiry into the regulatory and legislative aspects of international and domestic surrogacy arrangements. 2016.
 - 6) Keyes M. Cross-Border Surrogacy Arrangements. Australian Journal of Family Law 2012 ; 26 : 28-50.
 - 7) Millbank J. Rethinking “commercial” surrogacy in Australia. J Bioeth Inq 2015 ; 12(3) : 477-90.
 - 8) 日比野由利, 中村裕之. オーストラリアにおける生殖補助医療—法律と実際の運用について. 平成27年度 厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業 諸外国の生殖補助医療における法規制の時代的変遷に関する研究 2016 : 122-149.
 - 9) オーストラリアにおける生殖補助医療をめぐる最近の動き (Dr. Sonia Allan へのインタビュー, 日比野由利). 平成27年度 厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業 諸外国の生殖補助医療における法規制の時代的変遷に関する研究 2016 : 201-7.
 - 10) House of Representatives Standing Committee on Social Policy and Legal Affairs, 2015 Roundtable on Surrogacy.
 - 11) Parliament of Australia 2016 Inquiry into Surrogacy.
 - 12) 代理出産闇ビジネス歌舞伎町中国人74組利用. 毎日新聞2016年3月19日.
-

Response to Reproductive Tourism : Australia's Case

Yuri Hibino

In this paper, we will examine Australia's response to surrogacy tourism. In Australia, only altruistic surrogacy is permitted and commercial surrogacy is not permitted. In altruistic surrogacy is that close friends or relatives of the intended parents become surrogate mothers without any financial rewards. There are only dozens of cases done in Australia per year. It is difficult for most intended parents to find a surrogate mother domestically, and Australians who are seeking for surrogacy overseas are increasing.

In recent years, affordable surrogacy programs have been offered in emerging Asian countries such as India and Thailand, and people in developed countries seeking surrogacy have been mainly purchasing them. Australians are a major part of consumers of this reproductive tourism. Some Australian states prohibit commercial surrogacy, and it is also applicable abroad.

Australians who use surrogacy abroad have increased year by year. Under these circumstances, in August 2014, the case of an Australian client who abandoned a surrogate child was reported in Thailand. Through this incident, Thailand prohibited commercial surrogacy. Thereafter, regulations prohibiting the use of surrogate mothers by foreigners in emerging countries that have accepted reproductive tourism were realized. While the option of having surrogacy overseas shrinks, discussions have also appeared that should allow monetary compensation for surrogate mothers to satisfy domestic demand for surrogacy. Because of the tragic cases of abandoned child in Thailand, and changes in attitudes of host countries, government investigation and research was conducted to review the regulation of surrogacy in the country, and finally it is suggested that surrogacy should be made altruistically. The fundamental policy was not changed. There is a need for more in-depth discussion on how to control demand for surrogacy that continues to grow among Australian citizens.